

第八十四回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第二十号

昭和五十三年五月十二日(金曜日)

午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 菅波 茂君

理事 石橋 一弥君 理事 唐沢俊二郎君

理事 藤波 孝生君 理事 渡部 恒三君

理事 木島喜兵衛君 理事 嶋崎 讓君

理事 有島 重武君 理事 曾祢 益君

石川 要三君 久保田円次君

小島 靜馬君 玉生 孝久君

塚原 俊平君 長谷川 峻君

水平 豊彦君 伊賀 定盛君

小川 仁一君 千葉千代世君

中西 續介君 長谷川正三君

鍛冶 清君 伏屋 修治君

中野 寛成君 山原健二郎君

西岡 武夫君

出席國務大臣

文部大臣 砂田 重民君

出席政府委員

文部大臣官房長 宮地 貫一君

文部省初等中等 諸澤 正道君

教育局長 望月哲太郎君

文部省社会教育 局長 文化庁長官 犬丸 直君

委員外の出席者

議員 小川 仁一君

參議院議員 粕谷 照美君

參議院議員 久保 亘君

環境庁長官官房 日下部甲太郎君

參事官 文部大臣官房審 鈴木 勲君

議員 厚生省環境衛生 局指導課長 林 崇君

文教委員会調査 大中臣信令君

委員の異動

五月十二日

辭任

湯山 勇君

同日

辭任

伊賀 定盛君

補欠選任

伊賀 定盛君

五月十一日

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁一君外七名提出、衆法第二七号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

(小川仁一君外七名提出、衆法第二八号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出、衆法第二九号)

同月十日

公立高校新増設のための国庫補助制度拡充等に関する請願(受田新吉君紹介)(第四三〇九号)

同(武田一夫君紹介)(第四三二〇号)

同(西田八郎君紹介)(第四三二一〇号)

同(小川国彦君紹介)(第四三六四号)

同(川本敏美君紹介)(第四三六五号)

同(久保等君紹介)(第四三六六号)

同(小林進君紹介)(第四三六七号)

同外一件(森井忠良君紹介)(第四三六八号)

同(工藤晃君共)紹介(第四三九九号)

同(瀬崎博義君紹介)(第四四〇〇号)

同(寺前巖君紹介)(第四四〇一号)

同(西田八郎君紹介)(第四四〇二号)

同(不破哲三君紹介)(第四四〇三号)

同(藤原ひろ子君紹介)(第四四〇四号)

同(松本善明君紹介)(第四四〇五号)

同(安田純治君紹介)(第四四〇六号)

同(山原健二郎君紹介)(第四四〇七号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(山本健二郎君紹介)(第四四〇八号)

同(岡本富夫君紹介)(第四六〇〇号)

同(権藤恒夫君紹介)(第四六〇一〇号)

同(田中昭二君紹介)(第四六〇二〇号)

同外三件(中川嘉美君紹介)(第四六〇三〇号)

同外二件(古川雅司君紹介)(第四六〇四〇号)

同外一件(宮井泰良君紹介)(第四六〇五〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇六〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇七〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇八〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇九〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇一〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇二〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇三〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇四〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇五〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇六〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇七〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇八〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇九〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇一〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇二〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇三〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇四〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇五〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇六〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇七〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇八〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇九〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇一〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇二〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇三〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇四〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇五〇号)

同(山本健二郎君紹介)(第四六〇六〇号)

私学助成に関する請願(荒木宏君紹介)(第四六三二号)
国立大学病院に精神障害児の治療教育・研究施設等設置に関する請願(小川仁一君紹介)(第四六三三二号)

同(松本善明君紹介)(第四六三三三号)
同(山原健二郎君紹介)(第四六三三四号)
教育職員免許関係法令の改正に関する請願(唐沢俊二郎君紹介)(第四六三五五号)

私学に対する公費助成増額等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第四六三六六号)

私学の学費値上げ抑制及び父母負担軽減等に関する請願(山原健二郎君紹介)(第四六三七七号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小委員会設置に関する件

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案(参議院提出、第八十二回国会参法第一号)

オリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案(内閣提出第六七号)

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(小川仁一君外七名提出、衆法第二七号)

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(小川仁一君外七名提出、衆法第二八号)

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(小川仁一君外七名提出、衆法第二九号)

文教行政の基本施策に関する件

○菅波委員長 これより会議を開きます。

参議院提出、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案、内閣提出、オリンピック記念青少年総合

センターの解散に関する法律案、小川仁一君外七名提出、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案及び公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案、以上の各案を一括して議題とし、順次提案理由の説明を聴取いたします。まず、参議院議員粕谷照美君。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○粕谷参議院議員 ただいま議題となりました女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。

学校教育がその目的を達成するためには、児童、生徒に対する指導活動のほか、財務・管理・環境整備や子供の安全福祉にかかわる活動が一体として機能しなければなりません。そのため、学校内に教諭のほか養護教諭、栄養職員、寮母等いろいろな職種が法律に基づいて配置されております。事務職員につきましても、学校教育法第二十八条に原則として置かなければならないと定められておるのであります。現在、学校事務職員が担当している職務には、まず一般的な事務として文書・統計・給与・経理事務などがあり、また、直接子供にかかわる事務としては、教材教具、施設設備及び就学奨励などの事務、さらには地域の父母にかかわるPTA諸活動への援助など、きわめて多方面にわたっております。

さらに、これらの複雑多様な学校事務を適正に行うためには学校教育の理念、教育内容、教育行政の仕組み及び子供の学習環境の把握など学校教育に関する深い知識、教養が要請されており、一般行政事務とは別の意味での専門性を持たなければならぬのであります。

以上のように、学校事務は、教員の教育活動と相まって学校運営を有機的、一体的に進めるためにきわめて重要な役割を果たしていると言わなければなりません。

しかるに、去る第四十六回国会における本法の一部改正によって女子の実習助手が法の適用対象に加えられ、国立及び公立の小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園に勤務する女子教育職員のすべてが、この法律の適用を受けるに至りました。にもかかわらず、学校教育の現場に勤務する教職員のうち、学校事務職員のみが本法の適用の対象外に置かれることになりました。

したがって、たとえば女子の学校事務職員が一人のみという学校で、本人が出産のための休暇に入った場合、その仕事はすべて教員に肩がわりされることとなります。ところが、教員は、元来そのような事務にふさわしくないため、病院あるいは自宅で休んでいる学校事務職員のまくら元へ仕事のことであるという聞きにくいこととなり、本人は事実上安心して産休を完全にとれない状態でありま

す。

また、教員が学校事務を分担せられることにより、教育活動に手不足が生じ、教育の正常な実施が阻害されているのであります。

また、一部の県では、学校事務職員が産休をとった場合、学校内の事情に通じている当該学校の教員を学校事務に当たらせ、その結果、学級担任、または教科担当の穴埋めには、産休補助教員を充てるという措置をとっているものであります。

このようなやり方は、いずれも学校事務職員に対する産休補助職員制度が認められていないため生じた苦肉の策であり、これでは専門的な学校事務の遂行に円滑を欠くばかりか、子供の教育にも支障を来し、学校内に二重の不正常な事態を引き起こすものであり、看過できない問題であると思

います。

ところで、学校事務職員の男女別割合を見ます

と、女子事務職員の占める割合は、幼稚園で八六%、小学校で六九%、中学校で六〇%、高等学校で四〇%、特殊教育諸学校で三九%という高率であり、国・公立のこれらの学校に勤務する女子事務職員の総数は約三万一千名に達しております。

これら多数の事務職員は、さきに申しましたように、その出産に際して代替職員の臨時任用制度がないために、その大半が労働基準法で保障された産前六週間、産後六週間の休暇もとりにくい状況であります。

このような不合理な実情を改め、かつ母体及び生児の保護と教育の正常な実施を確保するため、多くの県または市町村においては、それぞれ独自な形で代替事務職員を置くことを認めざるを得なくなっているというのが今日の事態であります。これは、当然速やかに国の制度として確立すべきであると考え、ここに本改正案を提出した次第であります。

次に、改正の内容としては、第一に、法第二条第二項に新たに「事務職員」を加えております。これによって、女子の事務職員の出産の場合も補助職員の任用が可能になります。

第二に、法の題名及び本則中の「女子教育職員」を「女子教職員」に改め、「補助教育職員」を「補助教職員」に改めております。これは、従前、本法の適用対象とされていた者が、教育に直接的に携わる「教育職員」に限られていたのに対して、今回、学校事務職員を加えるために、その字句を教育職員と学校事務職員を含む「教職員」に改めるものであります。

なお、この法律は、実施のための準備期間の必要性を考慮して、公布の日から起算して三月を経過した日から施行することとしたしております。

本法律案は、去る第四十八回国会に提出されて以来、十数回にわたって提案、審議され、今回全会一致をもって参議院で可決されたものであります。

以上の経緯にかんがみ、慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

す。(拍手)

○菅波委員長 次に、砂田文部大臣。

オリンピック記念青少年総合センターの解散に
関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○砂田文部大臣 このたび、政府から提出いたしましたオリンピック記念青少年総合センターの解散に関する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

オリンピック記念青少年総合センターは、昭和三十九年に開催されたオリンピック東京大会を記念し、この大会の選手村の施設を青少年のための宿泊研修施設として管理運営するために、オリンピック記念青少年総合センター法により、昭和四十年に特殊法人として設立され、自來、その施設を青少年の研修活動のために提供するほか、一般の利用にも供してまいりました。

しかるに、近年の社会構造の急激な変化に伴い、青少年の学習要求は多様化、高度化し、これに対応してオリンピック記念青少年総合センターにおける青少年のための研修機能を一層充実強化することが必要とされるようになりました。

また、わが国の青少年教育の一層の振興を図るため、全国的な観点から、青少年教育指導者に対する研修、青少年教育に関する施設及び団体の連携の促進、青少年教育に関する調査研究等を行う中核的な機関の設置が強く要請されております。

このような状況を勘案し、かつ特殊法人の整理合理化の要請にこたえるため、オリンピック記念青少年総合センターを解散し、新たに文部省の付属機関として国立オリンピック記念青少年総合センターを設置することとし、この法律案を提出いたしました次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、特殊法人オリンピック記念青少年総合センターは、この法律の施行の時に解散するものとし、その資産及び債務は、その時に国が承継することとしております。

第二に、新たに設置する国立オリンピック記念青少年総合センターは、青少年及び青少年教育指導者その他の青少年教育関係者に対する研修を通じて、並びに青少年教育に関する施設及び団体との連絡及び協力並びに青少年教育に関する専門的な調査研究を行うことにより、健全な青少年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関とするものといたしております。

第三に、オリンピック記念青少年総合センターの解散に伴う所要の規定の整備を行うとともに、必要な経過措置を定めることとしております。

なお、この法律は、昭和五十四年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛成くださるようお願いいたします。

○菅波委員長 次に、小川仁一君。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○小川(仁)議員 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案」、「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案」及び「公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案」の三つの法律案について申し上げます。

ただいま議題となりました日本社会党及び日本共産党、革新共同の共同提案に係る三つの法律案につきまして、その提案の理由と内容の概要を便宜一括して御説明申し上げます。

まず、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法が制定されたのは昭和三十三年でありましたが、その後数次にわたり一定の改善が行われてきました。しかし、なお、子供に行き届いた教育を保障する観点からして不十分な点が多々見られます。

すなわち、いま、子供の学力の低下、塾通い、非行の増加など、いわゆる教育の荒廃が叫ばれておりますが、その要因の一つは何といつても一学級当たりの児童・生徒数が多過ぎるところにあり、諸外国に比べてもきわめて劣悪なものとなっております。それだけに、学級規模を縮小し、行き届いた教育を保障することが重要であると言わなければなりません。また、現行法に基づく教員の配当基準は、学校規模によって一定の配当率が定められていますが、この配当率の算定基礎になっている週当たり担当授業時数は、小学校は二十六時間、中学校は二十四時間となっております。一時間の授業に対して少なくとも一時間の教材研究が必要であるといわれており、企画、準備、整理の時間が保障されねばなりません。また、落ちこぼれの克服や非行の防止にもっと時間がとれるようにしなければなりません。

さらに、養護教員及び学校事務職員については、五十三年度約七五%の配置率となっており、五学級以下の小規模校には未配置となっております。学校規模に応じた複数配置基準の改善も必要であります。特に学校規模の大小にかかわらず、子供が学校にいる限り、その生命と健康は尊重され、また、学校事務の円滑な遂行は重視されなければなりません。

以上理由により、現行法を抜本的に改正して義務教育水準の維持向上に資するため、本案を提出した次第であります。

本案の内容につきましては、すでにお手元に配付されております法律案をもって説明にかえさせていただきます。

次に、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

戦後、新制高等学校の発足に当たって制定された高等学校設置基準が公布されて以来三十年を経過していますが、この基準を下回る学級編制、教職員配置が依然として行われているところに、わが国高等学校教育が当面する最大の問題があります。

今日、高校進学率が三九%を超える状況の中で、いま、生徒の学力低下、受験地獄、非行の増加などいわゆる教育の荒廃が叫ばれ、高等学校教育のあり方について根本的な検討が求められているのであります。

そこで、現行法の問題点を若干指摘したいと思っております。

第一に、学級編制の標準を全日制の課程は四十五人、定時制の課程は四十人としている点であります。国際的な趨勢では、一学級当たり三十人前後の標準となっており、改善の必要があります。

第二に、教職員定数算定の基礎を生徒数に置いている点であります。義務教育諸学校はもとより、高等専門学校でも学科以外に学級数を基礎として算定しており、この際、学級数を算定の基礎とする方式を採用すべきであります。

第三に、職業教育を主とする学科が、その小学校の数によって教職員定数の算定が補正され、そのため高等学校教育の多様化が一層推進される結果となっております。また、職業関係学科は、学級を別に編成して、実習指導を行っているのが実情であることにかんがみ、小学校補正をやめ、実験実習補正による教職員定数の算定方式に改める

ことが適切と考へるのであります。

第四に、現行定数法による定員は校長、教諭等の五職種に限られていますが、栄養職員、調理員、用務員等高等学校に必要な職員はすべて定数法に位置づけらるべきであると考えます。

以上の理由により、高等学校教育水準の一層の向上を図るため、本案を提出した次第であります。

本案の内容につきましては、すでにお手元に配付されております法律案をもって説明にかえさせていただきます。

最後に、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案について申し上げます。

障害児教育諸学校においては、幼稚部、小・中学部及び高等部を併置する学校が多く、これにより、各部の相互の緊密な連絡のもとで、総合的な一貫した教育が行われ、教育上大きな効果を上げているところであります。

特に、障害児教育においては、早期教育の必要性が高く、幼稚部における教育の重要性を考えれば、その一層の充実を図るため、同部についても早急に学級編制及び教職員の定数の標準を定める必要があります。

また、昭和五十四年度より、養護学校教育の義務制の実施に伴い、障害児教育の水準の維持向上を図るため、これら諸学校の教職員について抜本的な増員配置等が必要となっております。

しかし、現行の定数法においては、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準について、小・中学部にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で、高等部にあつては、公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律により別々に規定されており、幼稚部については、その規定が未制定の現状であります。

ついで、障害児教育諸学校に關し、幼稚部から高等部に至るまでの各部の学級編制及び教職員の定数の標準について改善充実を行うとともに、

総合的に一貫した障害児教育を推進し、教育水準の維持向上を図ることを目的とした新しい単独の法律として、本案を提出するものであります。

本案の内容につきましては、すでにお手元に配付されております法律案をもって説明にかえさせていただきます。

なお、これら三法案は、いずれも昭和五十四年四月一日から施行することとしておりますが、五年間の年次計画により実施いたしますこととしておりますので、必要な経過措置を定めております。

以上が、三法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願いを申し上げます。

なお、提案説明に当たりまして、今日の高等学校進学率が三九%と申し上げましたが、それは九三%の誤りであつたことをつけ加えさせていただきます。

以上で終わります。(拍手)

○菅波委員長 これにて各案の提案理由の説明は終わりました。

○菅波委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。

先刻の理事会協議により、小委員十六名より成る放送教育に関する小委員会及び

小委員十一名より成る教職員定数等に関する小委員会を設置することとし、両小委員及び両小委員長を選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○菅波委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○菅波委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

なお、小委員及び小委員長の辞任の許可並びに補欠選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○菅波委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決しました。

○菅波委員長 文教行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。玉生孝久君。

○玉生委員 ある意味ではあらゆる段階で教育というものが空洞化をしてゐる。学生は学ぼうとする意思を破壊されて、何ら学ぶ喜びを与えられておられません。そして、学んで何かを身につけるのではなくて、就職のパスポートのために、そのためのために学ぼうというのがいまの学生の姿であると思ひます。学校教育を通じて悪い平等主義が蔓延しているのではないかと、皆がひとしく一般教養として共通の教育内容を修得することが必要であつて、そうしてまたそれが可能だといふ全人教育の幻想があるのではないかと、私はある場合には競争意識といふものが必要であると考えます。運動部の学生を見てみると、段級によって帽子に線を入れてみずから力を誇示しているではありませんか。学校の中で競争体制をなくして、いふことで近ごろ盛んにキャンペーンが行われているように感じるわけですが、これはかえつて教育の意欲を減退させるのではないかと、こういうふうにお考えになります。競争を一切なくしてしまつた学校生活なんというものは墮落者が激増するだけではないかと、駆けつこの速い生徒は自分が一等だと信じていけばいいし、絵がうまければ、そろばんが上だと言へば、それはそれで社会のために役立つことである。掃除ができるということも一つの競争の勝者じゃありませんか。何でもいふからかの人よりも自分がまさつてゐるというものを自分が持っていること、そう

いう意識がなければ私はいまの社会では生きていけないと思つてゐるわけがあります。ですから、フェアな競争原理を認めてそれを実行する社会にしていく。それは社会に出たらいいやおうなしに振りかかつてくる命題であるからであります。

そこでこの際、難問奇問に属する質問になるかもしれませんが、競争意識についてどういふふうにお考えになるか、大臣の所信を伺いたいと思ひます。

○砂田國務大臣 非常にむずかしい、微妙な問題が含まれてゐると思ひます。学習の面などにおきまして児童、生徒に過度の競争意識を持たせることは、私は教育上好ましくないと思ひます。ですけれども、やはり児童、生徒といふものはそれぞれ個性があり、それぞれの能力を持っているわけがございますから、そのそれぞれの児童、生徒が持つております個性や能力を伸ばす上で相互に競ひ合うこともまた大切な、必要なことであると考えます。ですから、一口に児童、生徒と申しましても、心身の発達段階によつてその競争意識を持たせるというこの受けとめ方もまた態様が違ふわけがございますから、やはりこれは学校の現場、現場での先生方のそこに工夫が払われていくものであつて、こういう競争意識を持たせるべきだとかこういうものは過度であるといふことを一律に決めてかかるべき筋合いのものではないと思ひます。やはり、そういう生徒たちが持つております個性の能力、個々の個性といふものは大切に伸ばさなければならぬから、その意味での相互に競ひ合うことは、やはり現場の先生方の工夫によつてまたなければならぬ、このように考えます。

○玉生委員 いまの競争意識というものは、悪い意味では盛んに行われておりますね。入試、これは過度の競争意識であります。それから、いい学校に入れて、いいところへ就職するという、そういうところに集中した競争意識が盛んになつて、本當の意味での競争意識、フェアな競争というもののについてよく考へることよりも、人さへだめに

すればおれが上がる、おれが入っていきけるというふうな考え方が近ごろ盛んになっているような気がしてしょうがないわけです。運動選手ですと、学校あたりはどっちかというと後押しをして、今度選抜で優勝した野球部の生徒にはいろいろな意味で温かい目を向ける、どっちかといいますが、そういうふうな方向が出ておるのに、逆に言いますと、文部大臣、ひとつお伺いしますけれども、憲法に書いてあります、これは「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と、いまおっしゃったとおりであります、その能力に応じて教育を受ける権利があるのなら、たとえば、落ちこぼれの逆で、英才はどういう扱いを受けておるか。いわゆる落ちこぼれの逆で、傑出した、オールラウンドに知的能力を持った子供、音楽、芸術、スポーツ、舞踊、そういった特別の素質を持った子供に対しては、いまの教育のやり方はその成長をとめておるような気さえ私はいたします。

つい先日、十五歳で司法第一次試験に合格した鹿児島県の子供のことがいろいろな意味で話題になっておりましたが、この子供はどういう教育を受けておったか。その全部のやり方を私は肯定するわけじゃありませんけれども、少なくとも父親がつきつきで、学校にやらないで勉強させた結果だと言われているわけです。私は、いまの学校教育において英才児が正当な教育的配慮が与えられていないということを逆に指摘したいと思えます。学校教育が均等化すればするほど、やはりおくれのお子供は自分のおくれを取り戻したいというのを強く望むでありましようし、伸びる可能性を持つ子供はもっと伸びたいと願うのは当然であります。傑出した能力を持つ子供が平等の名前のもとにどうも押し込められておるような感じがする、そういう学力の均一化は私はいけなと思うわけでありまして、能力に即応した機会均等の環境が与えられることが阻害されてはいけなと思います。競争原理を認めて、しかも機会均等の理念として実現する学校教育でなくてはならな

いと思えますが、現在の教育界の現状から大臣の所見をひとつお伺いいたします。

○砂田国務大臣 玉生委員、具体の例として十五歳の少年が司法試験に通過したことをおっしゃいましたが、私は、非常に優秀な、司法第一次試験を取れるような学力が十五歳の少年に備わった、備えさせるような教育をした、人間的な価値といふものをそれだけで判断していいかどうか、このことは私は答えられないという気持ちがありました。やはり、教育といふものの目的はもう少し幅の広いものであるべきだと考えるからでございます。しかし、すべての国民は「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」という憲法二十六条の規定、このことはやはり、学校教育は児童、生徒の能力、適性に応じて、一層その能力、適性を伸ばしていくことを考える、こういうことだと思ふものですから、最近の教育課程の改善におきましても、その趣旨を踏まえまして教育内容の改善が行われたところでございます。学校においても、これも玉生委員御指摘のあったこととでございますが、個人の能力、適性等に応じて、学習の進度のおくれがちの子供たちを追いつかせるようにすることは非常に大事なことであります。と同時に、同じ程度の大事さをもつて、学習が非常に進んだ子供、学習の進度の早い児童、生徒に対しては、やはりその進み方をより伸ばしてあげる、そういう適切な措置がとられることは憲法にいうところの本来の趣旨である、このように私は考えます。

○玉生委員 いま大臣の御説明、ごもっともだと思ふわけでありまう。

そこで、戦前に、小学校の五年から中学校に入りました、旧制であります、中学の四年からは高等学校へ、まあナンバースクールは全部そういうふうに進路を短縮しておるわけでありまうが、伸びる子供はほとんど伸ばしてやるといふ考え方でいくならば、そういう制度だって認められてもいいじゃないか、そういうふうに私は考えるわけでありまう。この点は、いまの小学校、中学校は

どっちかといいますと、ある年齢まではその学校の枠の中でおるのが当然だ。学問ばかりでない、いろいろな社会的環境とか社会常識とか、ある程度いろいろなものをその年齢で決めております。この年齢までおらなくては中学校に行けない、高等学校に行けないという仕組みになって、大学は違うんですね。そういうふうになっておりますが、いわゆる飛び級といいますが、小学校を卒業しないで、全部の課程を終えないでも中学校に行ける、中学校から一年短縮をして高等学校に行くという道は開けないものでしょうか、どうでしょう。

○砂田国務大臣 率直にお答えをいたしますけれども、まずお答えしておきたいと思ふことは、それは、そういう新しい制度を開きますことは将来の非常に重要な検討課題の一つであろうと思ふます。それは、永井文部大臣が提唱なさいました四頭立ての馬車というものがずっと軌道に乗って動き出したばかり、その中の学歴偏重社会の打破も、窓は開けたと思ふますけれども、こんなになつたと取り立てて言うほどの成果はまだ上げていくわけではございません。共通一次入試も来年度から始まるわけでございます。非常に重要な困難な問題と取り組んで、これがやと走り出したばかり。そういったしますと、学習指導要領というものを改定いたしましたけれども、教科書は、小学校五十五年、中学校は五十六年、それまでの移行措置をどう定着させていくか。先生方の創意工夫にまたなければなりませんし、御努力を願わなければなりません。その先生方の資質をどう高めていくか。第四次の教員の定数改善が五十三年度で終わりました。しかし、五十七年まで百数十万人の児童、生徒がこれから特に過密県に集中してふえていく、そのための施設づくりを財政的にどうこなしていくか、その裏づけになる先生方の定員というものをどう確保していくか、これらの重要問題が実はまだ残念ながら山積をいたしているわけでございます。しかし、その次のことをもうこれから考えていかなければならないことでござ

います。いわば一九八〇年代を目指しての文教行政はどうあるかというこの国民の皆様方の御意見を承る、そういう広く御意見をいただくための材料提供を一度しなければならぬではないか。その中で、玉生議員の御提案になりましたことも一つの将来の研究課題である、このように考えます。

○玉生委員 私は、いまの文部大臣の御説明、よくわかるわけでありまうが、たとえば日本の国には資源がありません。日本の資源は、やはりやっぱり教育された子供たちが次の世代を背負っていくと思ふます。そういう中で、特に科学技術の進歩は一日もゆるがせにできない問題であります。たとえば外国の例をとりますと、中国、ソ連あたりでは英才発掘競争というものが始めて、どこかに秀才がいまいかというのをかね太鼓で探し出して、そういう人に特別な教育をして科学者をつくるか、いろいろな面での努力をいたしているわけでございます。もどかしい感じがするのは私ばかりではないと思ふわけでありまう。そこで、外国の方では英才教育についてどういふようなことがあるか、御存じでありましたらひとつ教えていただきたいと思います。

○鈴木説明員 諸外国の英才教育の概要でございますが、アメリカのように学校体系が単線型をとっておりますところと、あるいはイギリス、フランス、ドイツのように学校体系そのものが複線型をとっておりますところと、いま先生がお述べになりましたソ連のような社会主義の国と、いろいろ違うわけでございますが、アメリカにおきましては、一つの学校にいろいろな能力を持つ子供が混在しておりますので、学級編制のあり方といったしまして、能力別の学級編制をとりましたり、あるいは教科の進度に即応してグループ編制をするとか、あるいは教育内容についての研究が非常に進んでおりまして、そういうグループ編制なり教育課程の改善という形で英才児の教育に対応しているというものが実態でございます。それからヨーロッパにおきましては、従来から

学校体系そのものが複線型になっておりまして、イギリスにおきましては御承知のようなパブリックスクールという学校がございますし、そのほか私立のブレバートリースクールというふうなものがございますし、公立ではグラマースクールというのがございます、この三つが大体従来のイギリスの英才教育をやっていたわけでございます。それは、それぞれの学校の中で子供の才能、適性、進度に応じまして教育方法をいろいろ工夫をするというふうな形態でやってまいったわけでございます。ただ、この従来の英才教育につきましては、現在の労働党政権のもとで公立中等学校の総合制化というものが進められておりまして、現在八割ほどこの総合制化が進められておるわけでございますが、総合制の学校におきましては従来のような英才児教育が十分でないということが非常に心配をされて、昨年の八月でございませうけれども、イギリスの教育科学省から英才児の教育の改善措置に関する検討報告書というものが出されております。その中で、現在の総合制教育における英才教育が十分でないという指摘がなされております。

それから西ドイツ、フランス等におきましては、従来から学校体系による英才教育が行われているわけでございます。しかし、これはかなり問題があるということで検討がされておりますけれども、英才児のためのいろいろな配慮については従前同様行われているようでございます。

ソ連でございしますが、ソ連では一九六〇年代から英才児のための寄宿制の数学物理特別学校というものが、これは先ほど先生が御指摘になりましたようなそのための学校でございしますが、現在七百校ほど設置されております、その選抜には全国のコンクールをするというふうなことでございまして、物理、数学、英語等にはとんどの授業の時間が割かれていて聞いております。小学校の低学年から成績優秀な者に対してまして、外国語、音楽、バレエ、美術等の特にすぐれた才能を持つ子供に対します課外教育等も充実していると

承知しております。

○玉生委員　よくわかりました。ひとつ、遠い将来の検討課題とせず、こういったものを含めまして、いわば学習指導要領が高等学校の方でも御発表になるはずでございますので、御留意をいただきます。と思うわけでございます。

次に問題をかえまして、かわいらしい話で恐れ入りますが、つい先般は野鳥保護の週間がございました。私は、日本アルプスで細々と生き延びております天然記念物のライチョウの保護についてお伺いしたいわけであります。

水河斯から生き続けまして、生きた化石と呼ばれますライチョウは山のシンボルであります。ライチョウの増減は自然破壊のパロメーターであるといふふうにも言われております。最近、自然保護が見直されておるとは言いますが、民間団体の行動によって初めて重い腰を上げる行政側の姿勢には不満があるのでありますが、あえてライチョウの保護についてお伺いいたします。

全国で約三千羽おとと推定されており、ライチョウは北アルプスに生息しておると言われますが、その生息数、生態系もはっきりしていないのが現状であります。絶滅の方向をたどりつつあるとすれば、その保護には万全の策を講ずべきでありまして、生態調査は保護策の基礎となるものであります。それがなかなかないわけでありま。現在、二分の一国庫補助のもとに環境調査を含めた生態調査が行われておりますが、いずれも夏山だけのものでありまして、冬山ではその実態がほとんど把握されておらない状態であります。

この問題についてはまとめて御質問いたしますけれども、厳冬期におけるライチョウの生態調査につきましては行政の側においては全く行われていなかったものであります。本年二月、富山県では民間団体が県民からカンパを募りまして、そして冬山の危険を冒しながら調査を行った実例がございます。県はこれに職員二名を派遣して共催というか、こうをつけたわけですが、いずれ

にしても私は民間主導型であったと言わざるを得ないわけであります。民間の調査に便乗するだけではなくて、その保護行政というものをだれがどういうふうに進めるかということ、やはり国と県とがもっと話し合われて進めていかれるのが本来じゃないかというのが第一点。

二点目には、人が登り、そして車がどんどん通うようになりますと、開発行為による環境汚染から発生する微生物学的汚染調査、いわゆるライチヨウの病理学的調査事業、それからナチュラリスト、いわゆる自然解説員等による自然保護の普及啓蒙事業等にも国庫補助の枠を与えて、地方と一体となった保護政策を進めていただきたい、こういうふうに思うのでありますが、いかがでございましょうか。

してから、環境庁のお仕事とわれわれの文化庁の方の天然記念物としての保護育成事業行政というものというのがいろいろ関連を生じてまいりまして、両者の間でお話し合いをいたしまして、いろいろなものの中で特に特殊鳥類ということで、非常に絶滅に瀕しておるこの大事な鳥類につきましては一応一括して環境庁の方でやっていたら、そしてわれわれは協力する、そういう形にしたわけでございます。したがって、その後の情勢につきましては、いま御質問のございましたような点につきましては私も直接やっておりますので、きょうは環境庁の方からお見えでございますからそちらの方からお答え願いたいと思います。

○日下部説明員　お答え申し上げます。

ただいま御指摘のライチョウの生熊調査に関する

○大丸(電)政府委員 先生御指摘のように、ライチョウは氷河期の遺存動物ということで大変貴重な生物でございます。それで、日本としても代表的な高山鳥でございますので、すでに大正十二年に天然記念物に指定されております。そして昭和三十年におきましては特別天然記念物ということで指定されております。それで文部省、また文化庁ができてからは文化庁がその保護育成のためにいろいろ手を打ってきたわけでございます。大抵具体的な手を打ち始めたのが約十年前、文化庁が発足間もなくのころでございまして、昭和四十年代以来約十一年にわたりまして地元の富山県及び大町市に補助金を交付いたしました。基礎調査と、それから人工ふ化とか、あるいは特別のケージをつくりましてそこで育成するとか、そういう措置をずっと講じてまいりました。四十九年までの間に通算いたしますと約二千三百万円の花が使われておりまして、その約半額を国が補助いたしております。それから大町市に対しては同じく千七百万円というようなお金が使われておりまして、そのうちの半額は国から補助いたしております。

そういうような状況で推移してまいっているのでございますが、昭和四十九年に環境庁ができて

る問題でございますが、第一点、夏だけではなくて冬も調査すべきであるという御指摘でございます。これにつきましては、ただいま文部省の方から御説明ありましたように、現在、昭和五十年以来は環境庁の方で文化庁のやつておられました行政を引き継ぎましてやつてございます。現在まで富山県当局がいろいろライチョウの生態調査をしておられます、それにつきましては環境庁も二分の一の補助金を出してまいっております。ただ、現在までは御指摘のようにこの調査は夏に限られております。しかしながら、夏の調査につきましては、だんだんとライチョウの生態につきましても明らかになりつつあるわけでございますが、何といっても冬の調査はまだしてございません。今後ライチョウの適正なる保護対策を講じていきますためには、やはり冬におけるライチョウの生態なり生態調査というものもやつておく必要があるろう、それによりましてライチョウそのものの生活誌と申しますか、総合的にこれを把握していくという必要もあらうかと思っております。富山県といたしましては今後、先ほども御指摘がございましたように、民間の専門の方のお話も承って冬の調査もいたしたいというふうに考えているよう

でございますので、環境庁といたしましてこの富山県の考え方に協力してまいりたいと考えております。

それから第一点の、ライチョウの生息地でありますたてば立山の室堂付近には、現在いわゆるアルペンルートと申しまして自動車道路あるいはケーブルカー等が整備されてまいりまして、年間に七十七万人以上の一般観光客が入ってきております。また残雪期におきましてはスキーをして、そういった残雪期におきましてはスキーをしております。そういったライチョウが産卵をしております。そういったライチョウが産卵をしております。そういったライチョウが産卵をしております。

また、入ってまいります観光客に対して、きつとしたマナーで、ライチョウを脅かさないような必要もございまして、これらにつきましても従来から富山県がいろいろ調査なりあるいは保護対策をしております。これにつきましても環境庁といたしまして補助をしてまいっております。今後富山県とよく協議いたしまして、これらのライチョウの保護に必要な調査なり対策というものにつきましても積極的に御協力を申し上げていきたいと考えております。

○玉生委員 ライチョウの保護につきましてはより一層の意を用いていただきますようお願いを申し上げる次第でございます。

次に、公共事業の積極化に伴いまして、埋蔵文化財の調査保存について伺いたします。

ことしの目玉は、景気浮揚の名のもとに前年比一三四・五％の公共事業の伸びが目玉であります。地方公共団体においてもおおむね全面受け入れを表明して積極的に協力を整えておりますし、また第一・四半期に前倒して七二％という話も聞かれますが、公共事業の積極化に伴いまして

して大量の開発が行われますと、それによってきて、いつもこれが邪魔をしているのじゃないかという感じで埋蔵文化財に関する問題が立ち上がるわけでございます。京都においてもこの間、地下鉄を掘っておりましても、至るところで千二百年の歴史がそれを阻んでおるといふうなことがあるわけでありまして、こういった問題の後、まだまだこれから新幹線、高速道路等、相当大幅な予算の投入を受けてふえてくる可能性のある問題があるわけでありまして、それに対応できるかどうかということが盛んに心配されておるわけでありまして。

それからもう一つは、いまの埋蔵文化財というのは、掘るまでは国も県も市町村も少しづつお手伝いして一緒にやろうじゃないかということになっておりますけれども、掘った後のものに対しては、その維持管理やいろいろな費用がかかるのはおまえたがやっておりますけれども、掘り出した後はおまえたが自分でやれというふうになってはなかなかないわけですね。そうしますと、今度も思わぬところで発掘されても隠してしまおうというふうなことがあつたり、それを届け出ないで調査もしないというふうな安易に流れるというおそれがあるわけでありまして、そういった問題についてはどういうふうにお考えになっておるかということもこの際承っておきたいと思ひますし、市町村財政によつてはそういったものを保存して利用するだけの力がないところがあるから、そういう面についてもどういふふうにお考えになっておるかということもお聞かせ願ひたいと思ひわけであり

ます。

○大丸(直)政府委員 御指摘のございましたように、公共事業の促進に伴いまして各地におきまして埋蔵文化財が発見されておるわけでございます。私も文化庁の立場からいたしますれば、かけがえのない過去の文化の遺産でございますので、何とかしてこれは保存したい、そしてまた今後の文化発展のために活用してまいりたいという

ふうに考えておるわけでございます。もちろん、公共事業促進の立場からすればそれが阻害になつておるといふようなお考えもあるかと思ひますけれども、私も、その公共事業促進という要請と文化財保存という要請とを何とか両立させたい、大変むずかしい課題ではございますけれども、そういう方向で努力してはいるわけでございます。

それで、そういう公共事業と埋蔵文化財との関係におきまして、一番うまく申しますか、両者が両立するには、早い時期に、公共事業のたとえ道路をつくるというふうなときに、計画の段階において事前に遺跡の分布というものがわかつておりましたら計画の際にできるだけそこを避けて通るといふようなことができればいいわけでございます。それでまず第一にできるだけ事前にわかつておりましたら計画の際にできるだけそこを避けて通るといふようなことができればいいわけでございます。それでまず第一にできるだけ事前にわかつておりましたら計画の際にできるだけそこを避けて通るといふようなことができればいいわけでございます。

また、これは限界がございまして、地下のことでございますのでなかなか手にとるようにはわかりません。ある程度は見当はつきましても、いざ実際に計画を立ててみますと予想外に重要な遺跡が見つかるというふうなことが間々起こります。そういうことになりましたと、急遽その現地におきまして発掘調査を実施し、そしてできる限り、

あるところまで進行した段階でありますけれども、避けるとかあるいは上を通るといふようなことができないかどうかということとを相談してまいりまして、そういうことを最近頻りにあちこちで繰り返してはいるわけでございます。

それで、そういう事前調査をするためにはやはり体制を整備しなければならぬ、御指摘のとおりでございます。大変私もまだ十分対応し切れない面もございまして、大いに努力してはいるわけでございますが、いろいろな面でそういう直接的な対応の対策は講じております。まず第一がやはりその人でございます。そういう遺跡の発掘調査と申しますものは、かなり専門的な知識を要します。ただ土を掘ればよいというのではございせんので、非常に綿密に薄皮をはぐように土をはいてまいりまして、その土の色等によつてその遺跡がわかるわけでございます。そして同時に記録に保存する。それで出てきたものの扱い、これはうっかりすると壊れてしまふ、それを慎重に扱う。綿密な記録とその扱い、そういうふうなことで、大変慎重な専門的な知識経験を要します。それで、そういう人の絶対量が実はこれはなかなか不足しているのじゃないかということ、そういう専門家の養成ということがまず第一の非常に大事な課題でございます。私も、昭和四十九年度に奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センターというのを設けまして、そこでいろいろな、各県の教育委員会の職員の方たちとかその他現場でそういう埋蔵文化財の調査に当たる方たちの研修等を実施いたしまして、できるだけそういう人材を、その能力のある人を育てるということに努力いたしております。もちろんこれはまだ十分でございまして、大いに今後とも拡充に努力してまいりたいと思ひております。

それから二番目に、そういう人の絶対量を確保すると同時に、具体的に個々の市町村で、教育委員会の事務局におきましてそういう専門家をたく

と

さん雇っていただくということでございます。これにつきましては財政的な問題も絡んでまいります。それで私も、交付税措置でもって、交付税の積算におきましてそういう地方公共団体の職員の積算をしていただくように、自治省とも相談をし、努力いたしてまいっております。

それからもう一つは、そういう文化財調査、それから先生の御指摘にございましたその後の利用、活用ということも含めまして、自治体においてそういう組織を強化することが大事でございます。それで、地方埋蔵文化財調査センターというものを各自治体でおつくりになるように、それに対する補助金を私どもの方から差し上げましてそういったものをつくっていただく。それで、そこで職員の養成、それからそこに職員を備えていただくと同時に、先生御指摘の自後の活用につきましても、そういったところが中心になつて発掘後の維持活用等につきましてもやっていた。そういうセンターをつくることを国庫補助をもつて推進していくというような事業もいたしております。

そういうようなことで、現在、昭和四十九年度と比べますと、昭和四十九年度には地方公共団体に現実におられる専門職員の数、埋蔵文化財関係の専門職員が五百二十七人ございました。それが五十二年には千二百人というところでかなりの増加を見ておりますけれども、まだまだこれは足りない状況でございますので、今後とも努力してまいりたいと思ひますし、それから埋蔵文化財調査センターの設置につきましてもこれからさらに努力を重ねてまいりたいと思ひておる次第でございます。

○玉生委員 いま御答弁を聞きましてけれども、埋蔵文化財保存センターですか、そのことにつきましては地方交付税の中に入つておると言われましても、それが実際下まで届かない。計算の中には入つておりましたが、現実には生かされてないというケースが非常に多いですね。そういう点、御存じですか。だからそういうふうなことは

末端まで流して、ある程度やれというふうな強いプッシュがありましょんと単独の補助をつけないのですよ、県や市町村は。そういったものをもう少し強力に押していただくようお願いをいたしまして、私、質問を終わります。

○菅波委員長 石川要三君。
○石川委員 私は、青少年の非行化ということと、並びに教育の環境、こういったような関係で二、三お尋ねをし、特に大臣の率直な見解、これをお聞きしたいわけでありませう。

そこで、日本の教育をこれからますますよくするためには、現在のいろいろな教育の内容、実態というものを、これを積み重ねて前進させることが一つと、それからもう一つは、教育に非常に阻害になるような取り巻く教育環境、こういったようなものは正々というところは当然表裏一体に必要なことではないかと、まず前提を持つわけでありませう。そこで、特に現在の青少年の非行化というところを見ますと、教育環境というものが高度社会の中において非常にゆがめられた、そういった悪い環境、これがたくさんあるわけでありませう。これが年々歳々ますますエスカレートされていく傾向にあります。したがって、これをできるだけやはり政治の中で処理をしていくということが当然必要ではないかと思ひます。その教育環境を悪化させている幾つかの要素がございませうけれども、その中で特に私は目に余るものを二つばかり取り上げてお尋ねしたいわけでありませう。

一つは、通称言われておりますモーテルというやうなもの、これについてまず実態をお尋ねしていただきたいと思ひます。モーテルというのは、よくわからないのですけれども、わからないというところ、むずかしいのですけれども、国道など走つておられますと、たくさん奇妙なわけばいし宣伝をしておるホテルですか、あるわけですか。これがモーテルと言われているのじゃないかと思ひますが、先般私の友人が子供を連れて連休でドライブしてたら、それが小学校の高学年の子供でございませうが、こういう質問をされたというのです。お父

さん、どうして日本人は体が弱いのですか、こう言うのです。それならおやさん困っちゃって、なぜそんなことを質問するのだと言つたら、見てごらんないか、一時休憩一時休憩といつぱいあるじゃないか、これはどういふ日本人は休まなければならぬほどの要するに体力が弱つていのかという質問をされたというのです。非常におやさん困つてしまつて、何と説明していいかわからないから適当にござましたというのですけれども、このような状態があるわけなんです。それからまた、あるお母さんがと小さい子供さんを連れて歩いておりましたら、お母さんおもしろい名前、お母さんと同じ名前の子供があるよと、こう言うのです。よく見たら花子と書いてあったというのです。これはまことに偶然でしかたけれども、そういうふうな、子供は小さいうちからそういうふうなものを、最初は非常に奇異の目をもつて見詰めていた。それがだんだん成長するに従つていろいろな知識が入り、なるほどとなすきながら非常に興味をそそられてくるのではないかと思ひます。

一体、モーテルというのはどういうところからできたのか。諸外国にこういうものがあると思うのですけれども、日本のモーテルとどこが違うのか。そして今日どういふふうになつておるのか、まずその点をお伺いしたい。

○砂田国務大臣 残念ながら、モーテルは文部大臣の所管事項ではないものでございませうから、モーテルの発生原因等についてつまびらかにいたしておりません。

○石川委員 厚生省、関係の方いますか。その点、専門家の人に……

○林説明員 いま先生御質問のモーテルでございませうけれども、現在モーテルとして定義上決まつておるものは、御案内だと思ひますが、風俗営業取締法、これは警察庁所管の法律でございませうけれども、その第四条の六でございませうが、ここでモーテルの定義が決まつております。そういう形の中で、この法律を踏まえまして総理府令で定

めてございませう。この定義をちょっと申し上げますと、三つほどございまして、一つは「個室に接続する車庫の出入り口がとびら等によつてしやへいできるもの」それから「車庫の内部から個室に通ずる専用の人の出入口又は階段若しくは昇降機が設けられてゐるもの」「個室と車庫とが専用の通路によつて接続してゐるものにあつては、当該通路の内部が外部から見えないもの」こういうふうな形で四十七年に総理府令が出ておるわけでございます。これがいわゆるモーテルという形の定義になつておるわけでございますが、この規定に該当する営業としては、現在全国で約三軒というふう聞いております。(石川委員「三軒ですか」と呼ぶ)いわゆるこの規定によるモーテルと定義されておるものは三軒、こういうふう聞いております。

○石川委員 どうも私、法律のことはよくわからないのですけれども、そういうと、いまの説明によりますと、そういう何か車庫が個室につながるかなんとか、いろいろとありまして、そういうものに合致してゐるものが日本には三軒しかない、こういうわけですか。

○林説明員 いわゆる風俗法の四条の六でいうところのモーテルというのとは三軒でございませう。先生のお話の中にございましたいわゆる一般のモーテルという形のものが実は存在するわけでございますけれども、これは現在旅館業法上のモーテルという区分をつくつておりませんので、私の方といたしましてはいまのところ数としては把握していない、こういうのが現状でございます。

○石川委員 はなはだ理解に苦しむ点があるのですが、そうしますと、ちょっと聞き取れなかつたのですが、モーテルというのは、法律によりまして、そういう車庫が遮断されてゐるとか、そこからはまた特定の通路があつて個室に入れるとか、そういうものがモーテル、こういうふうな言われたわけですね。それが三軒しかない、こういうわけですね。そうですね。

つかまなければいけないと思つて、選挙区の関係者の方に御案内をいたして数軒見てまいりましたのですが、ほとんど車庫は大体もうカーテンがおりてゐる。カーテンというのは、あれは遮蔽されてゐるというふうに解釈できると思ふのです。が、そういうふうになつてゐるようですが、そうすると三軒どころではない。選挙区だけでも大変な数になるのですが、そのことはどういふふうになつてゐるのですか。

○林説明員 いまお尋ねの点につきましては、風管法に発した総理府令という規定の定義上の問題でございますので、ちよつと私の方ではお答えいたしかねるということでございます。所管の方にお聞きいただければということでございます。

○石川委員 そうしますと、担当の方がいらつしやらないのでこれ以上ちよつと追及できないのですけれども、いづれにしても、現在のそういう通称言われるモーターというものは、完全に車庫に車が入ると何かカーテンがぱちつと閉まつただれの車だかわからない、こういうふうなもので、そこから先は何か特別に部屋に入らうような装置のものもあるし、そうでないものもあるようございまして、ほとんど大体そんなような状態にあります。そういう法律というものはいづれにしても、このモーターというものは、特に私の乏しい知識では、アメリカ大陸のような大きな国に行きますと、東から西、南から北に行くのに大変な時間がかかる。そこで車を使う場合に途中で、要するに休憩をする、あるいは一泊するといふようなときに使う、こういうホテルと私は思つておりますけれども、日本の場合は大分それが変形してゐるわけですね。恐らく、諸外国で発生したそういう本当のモーターというものはさつき言つたように数軒しかないのではないかと思ふのです。が、今日もう何万とあるようなものはないかと思ふのでない。目的が変形されたものですね。そういうふうにあなただけ解釈をしてゐると思ひます。が、法律的なことは抜きにして、そういうふうな認識

されますか。

○林説明員 いわゆる法律上のモーターというのは三軒と申し上げたわけで、それ以外にいま御指摘の、いわゆる一般モーターというものは多々あるということも十分承知をいたしておるわけでございます。これにつきましては旅館業法上の許可ということに係らしては旅館業法上の見地からいろいろの規定をしてきたわけでございますが、その後法律を改正いたしましたので、一応新たな、善良なる風俗が害されることのないように必要な規制を加えるというふうな旅館業法の改正を行つたわけでございます。具体的に内容を申し上げますと、一つは、営業者の資格要件を規定して

いるとか、あるいは営業施設の設置場所の規制、いわゆる営業施設の設置場所が学校の敷地の周辺におおむね百メートル以内、こういうふうなところにつきましても、清純な教育環境が著しく害されるおそれがないというふうなことでないとか許可を与えないという改正を行つてございます。それから善良なる風俗が害されるような物件等の備えつけを禁止、こういうふうないろいろな形の風俗の面の規制というのを旅館業法で行へるようにしてきたわけでございます。それからその後も改正をいたしまして、設置場所の規制の追加といふような形で、教育環境だけでなく、学校以外のいわゆる児童福祉施設、そういうふうな形の規制も行つてきたところでございます。

○石川委員 確かにいろいろと法律的な立場から見るとそのようなことで今日努力をされてゐることとはよくわかります。しかし、実際問題として、普通、モーターと言われるもの、日本語では旅館なんというものもありますけれども、いづれにしてもそういうものも明らかに特殊なホテルといふか、特殊な場所であり、明らかにそこで性の交渉が行われているというところはもう事実だと思ふのです。そういう中からいろいろと犯罪が今日まで起こつておられます。これは年々、むしろ減りはしないであつてゐるような傾向ではないかと

思ふのですが、こういうふうな、だれが見ても、子供を連れて歩いたときにちよつと子供に親が質問されたらもう赤面するような、そういう状態がだんだん非常に顕著になつてまいりました。もう今日、夜歩いてみれば、そういうふうな施設は全く二十四時間ぶつ通しで物すごくけばけばしいライトをつけて宣伝をしてゐる。こういうふうなモーターについては、大変私は青少年に与える害悪といふものはかなり知れないものがあると思ふのです。そこで、これは関係の省がなかなかはつきりつかめない。いま厚生省の関係者に聞いても、少し行き過ぎるというところは私の方の関係ではないといふふうになるし、どこでどういふふうなこれを追及していいか、ちよつとつかみにくいような点もございまして。

そこで、全体として、こういうふうなモーターといふものを野放しにしていくということは、これは教育環境を大変害しているといふふうに私は思ふのですけれども、まず大臣はモーターといふものを、もちろん御使用にはならないでしようけれども、それを見たことなり、実際見ての御認識の程度をお伺ひしたいし、そしてこのような野放しの状態に対して、青少年の健全育成といふものの行政をつかさどる最高の責任者としての文部大臣としての御見解、これをひとつ承りたい。

○砂田国務大臣 児童、生徒の非行の原因といふのは非常に多種多様な要素が複雑に絡み合つております。しかし、御指摘のような環境の乱れも非常に大きな要因になつてゐる事実を認めざるを得ません。モーターについてのみお述べになりましたけれども、モーターの問題も、ピンク映画の問題も、雑誌の問題も、テレビの低俗番組の問題も、いづれもこういう教育環境の乱れといふものが児童、生徒の非行の原因になつてゐるといふことは、非行が起つたときにその背景の調査をいたしますと出てくる問題でございます。いまモーターのことについてお尋ねがございましたけれども、車で走ればすぐに目につく状態、いまのような野放し状態になつて、しかもあ

のような看板が乱立してゐるような状態を放置しておいてはださうくない。ただ、私の所管事項ではございせんから、少なくともPTAなりあるいは社会教育団体等といふまでもやつてまいつてきておることではありますけれども、PTAなりあるいは社会教育団体といふものは、全国団体もありまして小さい範囲の地域社会でも活躍をしていただけてゐることでございますから、都道府県教育委員会、市町村教育委員会等々、学校の近くに少なくともモーターがあるような状態はこれは排除をしていただかなければなりませんので、そのようなことを一緒に一層努力をして取り組んでまいりたいと思つております。

○石川委員 確かに教育環境はそれだけではございません。さらにたくさんございまして、きょうは時間の関係もありますから、もう一点だけお伺ひしたいと思ひます。

もう一つは、実は自動販売機で最近非常に安易に低俗な書籍が求められるようなシステムになつておりますが、これもまたモーター以上の公害を発生しておると思ふのです。これも参考のために私はきのうその販売機のあるところに行つて、どんなものがあるのか、それを買つてまいりました。が、もう本当に、見て赤面、口に出すのも恥ずかしい、むしろ常識ある人ではとてもじゃないが語れない、質問の中に入れないような内容でございます。これが低廉にできわめて安易に自由に手に入るというこの状態ですね。これの取り締まりは私の対象ではないとか、いろいろと出てくると思ふのです。しかし、これはもうだれの管轄であるとかないとかじゃなくして、日本の教育をもつとよくする、そして青少年の非行化を撲滅していくという考えに立つならば、当然これはそういう所管の問題などというのではなくして、積極的にこれに取り組んで何とか対策を立てなければいけないのではないかと、こういうふうな非常に怒りを感じるわけでございますが、それに対して、それが対策が可能なかどうか、またその意思、そこを大臣なり、もし可能性があるならば

そこらの行政的な面の責任ある方々の御見解、これを承りたい。

○砂田國務大臣 週刊誌の自動販売機につきましては、先ほどもちょっと触れましたPTAなりあるいは社会教育団体、これがそれぞれの自治会と非常に密接な連携があるわけでございますから、そういう活躍もありまして、各都道府県で青少年育成条例を制定をいたしましてこの取り締まりをやつてきてくださったわけでございます。これは三十八の県で青少年育成条例が制定をされまして、その中の十三の県でいま御指摘の雑誌の自動販売機の規制をいただいているわけでございます。また十三府県でございまして、なお一層都道府県教育委員会を通じたりあるいはPTA連合会を通じたりして、この青少年育成条例に基づいての雑誌の取り締まりをより多くの府県で取り上げてくださるようになお一層の努力をしてまいらなければならぬと考えております。

○石川委員 モーターといひ、この自動販売機の問題といひ、自由営業、それから言論の自由、こういうものとの関係を考えますと、なかなかむずかしい点が多々あるというところは十分に私も存じております。しかしながら、もう今日の要するにモーターといひあるいは自動販売機、これは教育環境の中の最たる二点を申し上げたのですけれども、こんな国は、私は諸外国においてもこれほど乱れているものはないと思うのです。こういうことを法的に取り締めることがなかなかむずかしいんだということはわかりますが、そうかといつて、仕方がないんだ、ただこれに自省を何か期待するといふだけではとてもこれはやっつけいけないと思う。ですから何か、これはもう青少年の問題、教育の問題としてぜひ大臣に、法的な良き技術的なことは私はわかりませんが、ひとつ最大のお力を示していただきたい。これは多くの善良な市民、特にそういったような青少年を抱えておるお母さん方の切実なる気持ちでございますので、ひとつ頭にとめて対処をいただきたい、かように要望を申し上げまして、私は質問を終わります。

す。

○菅波委員長 これより、参議院提出、女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案については、質疑の申し出がありませんので、これを省略することといたします。

この際、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブの共同提案に係る修正案が、唐沢俊二郎君外五名より提出されております。提出者より趣旨の説明を求めます。唐沢俊二郎君。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○唐沢委員 私は、自由民主党、日本社会党、公明党・国民会議、民社党、日本共産党・革新共同及び新自由クラブを代表して、ただいま議題となつております女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文につきましては、すでにお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。修正案の趣旨は、女子の学校栄養職員が出産する場合についても、女子教育職員の場合と同様に補助職員の臨時任用を行うことにしようとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願い申し上げます。

○菅波委員長 これにて修正案の趣旨の説明は終りました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において意見があればこれを許します。砂田文部大臣。

○砂田國務大臣 ただいまの修正案につきましては、一般類似の職員との関連性から見まして困難であると考えられますので、政府としては賛成いたしかねます。

○菅波委員長 これより討論に入るのであります。が、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、唐沢俊二郎君外五名提出の修正案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○菅波委員長 起立総員。よつて、唐沢俊二郎君外五名提出の修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除いて、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○菅波委員長 起立総員。よつて、修正部分を除いた原案は可決し、本案は修正議決いたしました。

なお、ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○菅波委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅波委員長 次回は、来る十七日開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時十八分散会

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案
女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律(昭和三十一年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

題名中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
本則中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「教育職員」を「教職員」に改める。
第二条第二項中「及び寮母」を「寮母及び事務職員」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第十六号)の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。
- 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。
第二十三条第二号中「女子教育職員」を「女子教職員」に、「補助教育職員」を「補助教職員」に改める。

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

女子教育職員の出産に際しての補助教育職員
確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部
を次のように修正する。

第二条第二項の改正規定中「寮母及び」を「寮母、
学校栄養職員（栄養士法（昭和二十二年法律第二
百四十五号）第二条第一項の規定による栄養士の
免許を有する者で学校給食の実施に必要な知識又
は経験を有し、かつ、学校給食の栄養に関する専
門的事項をつかさどるものをいう。以下同じ。）及
び」に改め、同項の改正規定の次に次のように加
える。

第三条の見出し中「学校」を「学校等」に改め、同
条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、国立又は公立の学校給食法
（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規
定する施設に勤務する学校栄養職員について準
用する。この場合において、これらの項中「学
校」とあるのは、「学校給食法第五条の二に規
定する施設」と読み替えるものとする。

附則第二項中「改める」を「改め」、「第一項」
の下に「（同条第三項において準用する場合を含
む。）」を加える」に改める。

本修正の結果必要とする経費

本修正の結果必要とする経費としては、約七千
九百万円の見込みである。

オリンピック記念青少年総合センターの解散 に関する法律案

オリンピック記念青少年総合センターの解
散に関する法律

1 オリピック記念青少年総合センター（以下
「青少年総合センター」という。）は、この法律
の施行の時に解散するものとし、その資
産及び債務は、その時に国が承継し、一
般会計に帰属する。

2 青少年総合センターの昭和五十三年四月一日

に始まる事業年度に係る決算並びに財産目録、
貸借対照表及び損益計算書の作成については、
文部大臣が従前の例により行うものとする。

3 第一項の規定により青少年総合センターが解
散した場合における解散の登記については、政
令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行
する。

（オリンピック記念青少年総合センター法の廃
止）

2 オリピック記念青少年総合センター法（昭
和四十年法律第四十五号）は、廃止する。

（オリンピック記念青少年総合センター法の廃
止に伴う経過措置）

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお従前の例による。

（文部省設置法の一部改正）

4 文部省設置法（昭和二十四年法律第四十六
号）の一部を次のように改正する。

第十条第五号の二中「国立青年の家」を「国
立オリンピック記念青少年総合センター、国立
青年の家」に改める。

第十四条中「第二十五条」を「第二十四条の二」
に改める。

第二十四条の次に次の一条を加える。

（国立オリンピック記念青少年総合センター）
第二十四条の二 本省に国立オリンピック記念
青少年総合センターを置く。

2 国立オリンピック記念青少年総合センター
は、青少年及び青少年教育指導者その他の青
少年教育関係者に対する研修を通じ、並びに
青少年教育に関する施設及び団体との連絡及
び協力並びに青少年教育に関する専門的な調
査研究を行うことにより、健全な青少年の育
成及び青少年教育の振興を図るための機関と
する。

3 国立オリンピック記念青少年総合センター

は、東京都に置く。

4 国立オリンピック記念青少年総合センタ
ーの内部組織は、文部省令で定める。

（地方税法の一部改正）

5 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中、「オリンピ
ック記念青少年総合センター」を削る。

第三百四十八条第二項第十八号の二を削
り、第十八号の三を第十八号の二とし、第十八
号の四を第十八号の三とする。

（地方財政再建促進特別措置法の一部改正）

6 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法
律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中、「オリンピック記念青
少年総合センター」を削る。

（所得税法の一部改正）

7 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部
を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年
総合センターの項を削る。

（法人税法の一部改正）

8 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部
を次のように改正する。

別表第一第一号の表オリンピック記念青少年
総合センターの項を削る。

（印紙税法の一部改正）

9 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一
部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合セ
ンターの項を削る。

（登録免許税法の一部改正）

10 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）
の一部を次のように改正する。

別表第二の表オリンピック記念青少年総合セ
ンターの項を削る。

理 由

特殊法人の整理合理化を図るため、オリンピッ
ク記念青少年総合センターを解散し、健全な青少
年の育成及び青少年教育の振興を図るための機関
として文部省に国立オリンピック記念青少年総合
センターを設置する等の必要がある。これが、こ
の法律案を提出する理由である。

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定
数の標準に関する法律の一部を改正する法律
案

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員
定数の標準に関する法律の一部を改正する
法律

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数
の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六
号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公立の小学校及び中学校の学級編制及び教
職員定数の標準に関する法律

第一条中「義務教育諸学校」を「小学校及び中
学校」に改める。

第二条中第一項及び第二項を削り、同条第三項
中「校長及び教頭（特殊教育諸学校の小学部又は中
学部にあつては、当該部の属する特殊教育諸学校
の校長及び教頭とする。）並びに教諭」を「校長、教
頭、教諭」に改め、「、寮母」を削り、「第八条の二
及び第十三条の二」を「第九条及び第十八条の二」
に、「第九条及び第十四条」を「第十条」に改め、同
項を同条第一項とする。

第三条第一項中「義務教育諸学校」を「小学校又
は中学校」に、「少い」を「少ない」に、「「学年」を
「小学校の第一学年の児童を除き、引き続き二の
学年」に改め、同条第二項中「学校の種類及び同表
の中欄に掲げる」を削り、同項の表を次のように
改める。

学級編制の区分	一学級の児童又は生徒の数
同学年の児童又は生徒で編制する学級	四十人
二の学年の児童又は生徒で編制する学級	十人
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第七十五条に規定する特殊学級	八人

第三条第三項を削る。

第四条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改め、「又は第三項」を削る。

第五条中「第八条第二号において同じ」を削り、「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

第六条から第十四条までを次のように改める。
(教職員定数の標準)

第六条 公立の小学校又は中学校ごとに置くべき教職員の定数は、次条から第十條までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第七条 校長並びに教頭、教諭、助教諭及び講師

(以下「教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 各小学校又は中学校について、一

二 小学校又は中学校の学級数(学校教育法第七十五条に規定する特殊学級(以下「特殊学級」という。)の学級数を除く。)に小学校にあつては一・五三七、中学校にあつては一・六六六を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)に、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに同表の中欄に掲げる学校規模(特殊学級の学級数を除く。)に

する同表の下欄に掲げる数を加算した数

学校の種類	学級校	規・模	加算する数
小学校	一学級から十二学級までの学校 十三学級以上の学校		一 二
中学校	一学級の学校 二学級又は三学級の学校 四学級の学校 五学級から十二学級までの学校 十三学級以上の学校		二 一 二 三 四 二

三 特殊学級を置く小学校又は中学校について、当該小学校又は中学校の特殊学級の学級数に二を乗じて得た数

四 寄宿舎を置く小学校又は中学校について、次の表の上欄に掲げる当該小学校又は中学校の寄宿する児童又は生徒の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童又は生徒の数	教諭等の数
百人以下	一
百人以上	二

第八条 養護教諭及び養護助教諭の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一次の表の上欄に掲げる小学校又は中学校の

学校規模(特殊学級の学級数を除く。)に応ずる同表の下欄に掲げる数

学校規模	養護教諭及び養護助教諭の数
一学級から十四学級までの学校	一
十五学級以上の学校	二

二 特殊学級を置く小学校又は中学校について、一

第九条 学校栄養職員の数は、小学校又は中学校で専ら当該学校の学校給食を実施するために必要な施設を置き、完全給食を実施しているものについて、一とする。

第十条 事務職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一次の表の上欄に掲げる小学校又は中学校の学校規模(特殊学級の学級数を除く。)に応ずる同表の下欄に掲げる数

学校規模	事務職員の数
一学級から六学級までの学校	一
七学級から十八学級までの学校	二
十九学級以上の学校	三

二 特殊学級を置く小学校又は中学校について、一

第十一条から第十四条まで 削除

第十五条中「第九条まで及び第十一条から前条」を「第十条」に、「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教職員の定数」に、「行なわれて」を「行われて」に改める。

第十六条第一項中「第九条まで及び第十一条から前条までの規定(第八条第一号及び第九条第一号の規定を除く。)」を「第十条まで及び前条の規定(第七条第一号の規定を除く。)」に改め、同条第二項中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に、「行なつて」を「行つて」に、「第九条まで及び第十一条から前条まで」を「第十条まで及び前条」に改める。

第十七条中「及び第十条」を削り、「小中学校教職員定数及び特殊教育諸学校教職員定数」を「教職員の定数」に改める。

第十八条中「義務教育諸学校」を「小学校又は中学校」に改める。

第十八条の次に次の一条を加える。

(共同調理場の学校栄養職員定数の標準)

第十八条の二 学校給食法第五条の二に規定する共同調理場ごとに置くべき学校栄養職員の定数は、次の表の上欄に掲げる当該共同調理場に属する小学校及び中学校の児童及び生徒(完全給食を受ける者に限る。)の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数を標準として定めるものとする。

児童及び生徒の数	学校栄養職員の数
五千人以下	一
五千人以上	二

2 第十七条第一号の規定は、前項の学校栄養職員の定数について準用する。

附則

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(学級編制の標準に関する経過措置)

2 公立の小学校又は中学校の学級編制については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下「新法」という。)第三条の規定にかかわらず、児童又は生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級編制の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

3 新法第六条に規定する教職員の定数の標準については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の小学校又は

は中学校の児童又は生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 (市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条及び附則第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改め、「第三項」を削る。

(地方交付税法の一部改正)

5 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項の表第十三号及び第十七号中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に改める。

(義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部改正)

6 義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」を「公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に、「行なう」を「行う」に改める。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

7 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和五十五年」を「昭和五十四年」に改める。

理由

義務教育の水準を向上させるため、公立の小学校及び中学校の学級編制及び教職員定数の標準を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、昭和五十四年度において約千二百六十億八千万円の見込みである。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「定めるとともに、公立の特殊教育諸学校の高等部に関し、学級編制の適正化及び教職員定数の確保を図るため、学校編制及び教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて高等学校及び特殊教育諸学校の高等部を「定め、もつて高等学校」に改める。

第二条第一項中「及び教頭(特殊教育諸学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特殊教育諸学校の校長及び教頭とする。以下同じ。並びに教諭を、教頭、教諭に改め、「寮母及び」を削り、「相当する者をいう。以下同じ。」の下に「及び学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第五十条

第二項に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものを加え、同項に次の各号を加える。

一 学校栄養職員(学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。以下同じ。)

二 学校給食調理員(学校給食の調理に従事する職員をいう。以下同じ。)

三 学校用務員(学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。以下同じ。)

第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

第五条中「二百七十人」を「二百四十人」に改める。

第六条中「四十五人」を「四十人」に、「ものにあつては、四十人」を「ものにあつては、三十五人」に、「課程にあつては四十人」を「課程にあつては三十人」に改める。

第七条中「に置くべき教職員の当該高等学校を設置する都道府県又は市町村」との総数(以下「高

等学校教職員定数」という。を「ことに置くべき教職員の定数」に、「第十二条」を「第十三条の二」に改める。

第八条中「学校数に二を乗じて得た数」を「一」に改める。

第九条から第十三条までを次のように改める。

第九条(教諭等の数)

第九条 教頭、教諭、助教諭、講師及び実習助手(以下「教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の第一欄に掲げる課程の別に従い、同表の第二欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、当該課程の学級数に同表の第三欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは一に切り上げ、当該乗じて得た数が十二に達しないときは十二とする。)に同表の第四欄に掲げる数を加算した数

課程の別	課程の規模の区分	乗ずる数	加算する数
全日制の課程	十二学級以下	二・五〇	二
	十三学級以上二十四学級以下	二・二〇	三
	二十五学級以上三十六学級以下	二・〇五	四
定時制の課程	十二学級以下	二・四〇	二
	十三学級以上二十四学級以下	二・一〇	三
	二十五学級以上	二・〇五	四

二 全日制の課程又は定時制の課程で農業、水産、工業、商業又は家庭に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる課程の別に従い、同表の中欄に掲げる学科の区分に応じ、当該学科に係る学級数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。)を合算した数

課程の別	学科の区分	乗ずる数
全日制の課程	農業に関する学科	三分の二
	水産に関する学科	三分の二
	工業に関する学科	一
	商業に関する学科	九分の二
定時制の課程	家庭に関する学科	九分の二

定時制の課程	農業に関する学科	工業に関する学科	商業に関する学科	家庭に関する学科
	三分の二	四分の三	四分の一	四分の一

三 通信制の課程について、当該課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数（未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ）を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から六百人まで	四十
六百人一人から千二百人まで	五十
千二百一人から千八百人まで	六十
千八百一人以上	七十

(養護教諭等の数)

第十条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数は、全日制の課程又は定時制の課程を置く学校について、当該課程の数に一を乗じて得た数に二十四学級以上の当該課程の数に一を乗じて得た数を加算した数とする。

(事務職員の数)

第十一条 事務職員の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程について、三に当該課程の学級数から六を減じて得た数を九で除して得た数を加算した数

二 全日制の課程又は定時制の課程で農業、水産又は工業に関する学科を置くものについて、次の表の上欄に掲げる学科の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を合算した数

学科の区分	事務職員の数
農業に関する学科	二
水産に関する学科	二

工業に関する学科

一

三 通信制の課程について、当該課程の生徒の数を次の表の上欄に掲げる人員に区分し、各区分ごとの生徒の数を順次同表の下欄に掲げる数で除して得た数を合算した数

人員の区分	除すべき数
一人から千二百人まで	三百五十
千二百一人以上	四百

(学校栄養職員の数)

第十二条 学校栄養職員の数は、夜間において授業を行う課程を置く学校で完全給食を実施しているものについて、一とする。

(学校給食調理員の数)

第十三条 学校給食調理員の数は、夜間において授業を行う課程を置く学校で完全給食を実施しているものについて、次の表の上欄に掲げる当該課程の生徒（完全給食を受ける者に限る。）の数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数とする。

生徒の数の区分	学校給食調理員の数
三百人以下	三
三百一人以上五百人以下	四
五百人以上	五

(学校用務員の数)

第十三条之二 学校用務員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一 全日制の課程又は定時制の課程について、次の表の上欄に掲げる課程の規模の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数

課程の規模の区分	学校用務員の数
十二学級以下	二
十三学級以上二十四学級以下	三

二十五学級以上

四

二 通信制の課程について、一第六章及び第七章を次のように改める。

第六章 削除

第十四条 削除

第七章 削除

第十五条から第二十一条まで 削除

第二十二條中「又は第十七條」及び「又は特殊教育諸学校の高等部を削り、政令で定めるところにより、これらの」を「同条の」に、「当該学校又は当該高等部に係る教諭等の数」を「政令で定めるところにより算定した数」に改める。

第二十二條の二中「第十二條まで及び第十七條から第二十一條」を「第十一條」に改め、「実習助手、寮母及び」を削り、「加え、又はこれらの規定により算定した数からそれぞれ政令で定める数を減する」を加えるに改め、同条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同条の次に次の一条を加える。

(分校についての適用)
第二十二條の三 第九條から第十三條の二まで及び前二條の規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一校とみなす。
第二十三條中「及び第十五條に規定する高等学校教職員定数及び特殊教育諸学校高等部教職員定数」を「に規定する高等学校の教職員の定数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。

(学級編成の標準に関する経過措置)

2 公立の高等学校の学級編成については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、改正後の公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（以下「新法」という。）第六條の規定にかかわらず、生徒の数及び学校施設の整備の状況を考慮し、同条の規定による学級

編製の標準に漸次近づけることを旨として、都道府県教育委員会がその基準を定める。
(教職員定数の標準に関する経過措置)
新法第七條に規定する高等学校の教職員の定数の標準については、昭和五十八年三月三十一日までの間は、同条の規定にかかわらず、公立の高等学校の生徒の数及び教職員の総数の推移等を考慮し、同条に定めるところにより算定した標準となる数に漸次近づけることを旨として、毎年度、政令で定める。

4 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
第二条中「教頭並びに定時制」を「教頭、定時制に改め、「講師」の下に並びに当該教諭の職務を助ける実習助手」を加える。
(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

5 前項の規定による市町村立学校職員給与負担法の改正により、現に市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市を除く。）町村立の高等学校において定時制の課程の授業を担当する教諭の職務を助ける実習助手が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員となることに伴い必要な経過措置に關しては、同法附則第十七條、第十八條、第二十一條、第二十二條及び第二十四條の規定の例による。

(地方交付税法の一部改正)
6 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十二條第二項の表第二十一号中「当該道府県立の高等学校の教職員定数」を「当該道府県立の高等学校ごとの教職員の定数に基づいて算定した当該道府県立の高等学校の教職員の数」に、「及び講師」を「、講師及び実習助手」に、「当該

市町村立の高等学校の教職員定数」を「当該市町村立の高等学校ごとの教職員の定数に基づいて算定した当該市町村立の高等学校の教職員の数」に改める。

理由

高等学校の教育水準を向上させるため、公立の高等学校の学級編制及び教職員定数の標準を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案

公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 学級編制及び舎室編制の標準(第三条・第六條)
- 第三章 教職員定数の標準(第七條・第二十条)
- 第四章 雑則(第二十一条・第二十五条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公立の障害児教育諸学校に關し、学級編制及び舎室編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、学級編制及び舎室編制並びに教職員定数の標準について必要な事項を定め、もつて障害児教育諸学校の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害児教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校をいう。

2 この法律において「教職員」とは、校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者に限る。第九条において同

じ)、実習助手、寮母、事務職員(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十二条第一項に規定する吏員に相当する者及びこれに準ずる者として政令で定める者)をいう。第十二条において同じ。及び学校教育法第七十六条において準用する同法第二十八條第二項(同法第四十條において準用する場合を含む。、第五十條第二項又は第八十一條第二項の規定に基づいて置かれる職員であつて次に掲げるものをいう。

- 一 寄宿舎看護婦(寄宿舎において児童、生徒又は幼児(以下「児童等」という。))の看護に従事する職員をいう。第十三條において同じ。
- 二 学校栄養職員(学校給食又は寄宿舎における給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員をいう。第十四條において同じ。)
- 三 通学用自動車運転職員(障害児教育諸学校の児童等の通学のために必要な自動車(以下「通学用自動車」という。))の運転に従事する職員をいう。第十五條において同じ。)
- 四 通学用自動車添乗職員(通学用自動車を利用する児童等の乗降の介助等に従事する職員をいう。第十五條において同じ。)
- 五 学校給食調理員(学校給食の調理に従事する職員をいう。第十六條において同じ。)
- 六 寄宿舎給食調理員(寄宿舎における給食の調理に従事する職員をいう。第十七條において同じ。)
- 七 汽かん職員(学校においてボイラーの取扱にに従事する職員をいう。第十八條において同じ。)
- 八 学校警備員(校舎又は寄宿舎の警備に従事する職員をいう。第十九條において同じ。)
- 九 学校用務員(学校の環境の整備その他の用務に従事する職員をいう。第二十條において同じ。)

第二章 学級編制及び舎室編制の標準

第三条 公立の障害児教育諸学校の小学部、中学部、高等部又は幼稚部の学級は、同学年の児童若しくは生徒又は同年齢の幼児で編制するものとする。

2 各都道府県ごとの、公立の障害児教育諸学校の小学部又は中学部の一学級の児童又は生徒の数の基準は、八人(文部大臣が定める心身の故障を二以上併せ有する児童又は生徒(以下「重複障害児」という。))で学級を編制する場合にあつては、五人)を標準として、都道府県の教育委員会が定める。

3 公立の障害児教育諸学校の高等部の一学級の生徒の数は、十人(専門教育を主とする学科にあつては八人、重複障害児で学級を編制する場合にあつては五人)を標準とする。

4 公立の障害児教育諸学校の幼稚部の一学級の幼児の数は、五人を標準とする。

(学級編制)

第四条 公立の障害児教育諸学校の小学部又は、中学部の学級編制は前条第二項の規定により都道府県の教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が行う。

(学級編制についての都道府県の教育委員会の認可)

第五条 市町村の教育委員会は、毎学年、当該市町村の設置する障害児教育諸学校の小学部又は中学部に係る前条の学級編制について、あらかじめ、都道府県の教育委員会の認可を受けなければならない。認可を受けた学級編制の変更についても、また同様とする。

(寄宿舎の舎室編制の標準)

第六条 公立の障害児教育諸学校の寄宿舎の舎室は、部の別及び男女の別に従い編制するものとする。

2 前項の寄宿舎の一舎室の児童等の数は、小学部、中学部又は幼稚部にあつては五人、高等部にあつては三人を標準とする。

第三章 教職員定数の標準

第七条 公立の障害児教育諸学校ごとに置くべき

教職員の定数は、次条から第二十条までに規定する数を合計した数を標準として定めるものとする。

第八条 校長の数は、一とする。

(校長の数)

第九条 教頭、教諭、助教諭、講師及び実習助手(以下「教諭等」という。))の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一 障害児教育諸学校の小学部について、当該部の学級数(重複障害児で編制する学級の学級数を除く)に一・八四を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。))と当該部の重複障害児で編制する学級の学級数に二を乗じて得た数とを合算した数に、当該部の学級数が十二以下であるときは、一、当該部の学級数が十三以上であるときは、二を加算した数

二 障害児教育諸学校の中学部、高等部又は幼稚部について、次の表の上欄に掲げる部の別ごとに、当該部の学級数に同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、一に切り上げ、中学部にあつては当該乗じて得た数が五に達しないときは五とする。))に、当該部の学級数が十二以下であるときは、一、当該部の学級数が十三以上であるときは、二を加算した数

部の別		乗ずる数
小学部	中学部	二
高等部	幼稚部	二・八三
幼稚部		二

三 高等部を置く盲学校若しくは聾学校について、当該部に置かれる専門教育を主とする学科の教に四を乗じて得た数又は高等部を置く養護学校について、当該部に置かれる学科の教に四を乗じて得た数

四 障害児教育諸学校（肢体不自由者である児童等を教育若しくは保育する養護学校を除く。）について、三又は肢体不自由者である児童等を教育若しくは保育する養護学校について、当該学校の児童等の数に八分の一を乗じて得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。）

五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる寄宿する児童等の数の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数

寄宿する児童等の数の区分	教諭等の数
八十人以下	一
八十一人から二百人まで	二
二百人以上	三

六 派遣教員（疾病により療養中の児童又は生徒に対して教育を行うため派遣される教員をいう。以下同じ。）により教育を受ける児童又は生徒が在学する障害児教育諸学校について、三に当該児童及び生徒の数から五を減じて得た数を三で除して得た数（一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。）を加算した数

（養護教諭等の数）
第十条 養護教諭及び養護助教諭の数は、次の表の上欄に掲げる学校の種類ごとに、同表の中欄に掲げる学校規模の区分に応ずる同表の下欄に掲げる数とする。

学校の種類	学校規模の区分	養護教諭及び養護助教諭の数
盲学校	十四学級以上 十五学級以下	二一
聾学校	十四学級以上 十五学級以下	二一
養護学校	十四学級以上 十五学級以下	三二

（寮母の数）

第十一条 寮母の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、次の表の上欄に掲げる部の別に応じ、当該部に係る寄宿舎の居室の数の同表の下欄に掲げる数を乗じて得た数を合計した数（その数が八に達しないときは、八とする。）

部の別	乗ずる数
小学部	二
中学部	二
高等部	一
幼稚部	三

（事務職員の数）

第十二条 事務職員の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

- 一 障害児教育諸学校（高等部のみを置くものを除く。）について、三に当該学校の学級数から十五を減じて得た数を十五で除して得た数を加算した数
- 二 高等部のみを置く障害児教育諸学校について、五に当該学校の学級数から六を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数
- 三 障害児教育諸学校に置かれる部の数に一を乗じて得た数
- 四 派遣教員を置く障害児教育諸学校について、一
- 五 寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、当該寄宿舎の居室の数が十七以下であるときは、一、当該寄宿舎の居室の数が十八以上であるときは二

（寄宿舎看護婦の数）
第十三条 寄宿舎看護婦の数は、寄宿舎を置く肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童等を教育又は保育する養護学校について、八に当該寄宿舎の居室の数から十八を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数とする。

（学校栄養職員の数）

第十四条 学校栄養職員の数は、学校給食の実施に必要な施設を置き、完全給食を実施している障害児教育諸学校のうち、寄宿舎を置く学校について二とし、その他の学校について一とする。（通学用自動車運転職員及び通学用自動車添乗職員の数）

第十五条 通学用自動車運転職員又は通学用自動車添乗職員の数は、通学用自動車を備える障害児教育諸学校について、それぞれ、当該自動車の数に一を乗じて得た数に当該自動車の数を五で除して得た数を加算した数とする。

（学校給食調理員の数）

第十六条 学校給食調理員の数は、学校給食の実施に必要な施設を置き、完全給食を実施している障害児教育諸学校について、三に当該学校の児童等（完全給食を受ける者に限る。）の数から二百を減じて得た数を百で除して得た数を加算した数とする。

（寄宿舎給食調理員の数）

第十七条 寄宿舎給食調理員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について、六に寄宿する児童等の数から百を減じて得た数を五十で除して得た数を加算した数とする。

（汽かん職員の数）

第十八条 汽かん職員の数は、ボイラーを備える障害児教育諸学校について、三とする。

（学校警備員の数）

第十九条 学校警備員の数は、寄宿舎を置く障害児教育諸学校について六とし、その他の障害児教育諸学校について三とする。

（学校用務員の数）

第二十条 学校用務員の数は、障害児教育諸学校について、二に当該学校の学級数から十二を減じて得た数を六で除して得た数を加算した数（当該学校のうち寄宿舎を置く学校にあつては、当該加算した数にその寄宿舎の居室の数を六で除して得た数を加算した数）とする。

（非常勤講師に関する特例）

第二十一条 第九条の規定により教諭等の数を算定する場合において、公立の障害児教育諸学校の高等部で非常勤の講師を置くこととするものがあるときは、同条の規定により算定した教諭等の数から政令で定めるところにより算定した数を減ずることができる。

（教職員定数の算定に関する特例）

第二十二条 第七条の規定により公立の障害児教育諸学校の教職員の定数を算定する場合において、当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十条第三項に規定する長期にわたる研修を受けていること、当該学校において教育指導の改善に関する特別な研究が行われていることその他の政令で定める特別の事情があるときは、第七条の規定により算定した数に政令で定める数を加えるものとする。

（分校についての適用）

第二十三条 第九条から前条までの規定の適用については、本校及び分校は、それぞれ一の学校とみなす。

（教職員定数に含まない数）

第二十四条 第七条に規定する障害児教育諸学校の教職員の定数には、次に掲げる者に係るものを含まないものとする。

一 休職者

二 女子教育職員の出産に際しての補助教育職員（昭和三十三年法律第二十五号）第三条第一項の規定により臨時に任用される者

三 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第六十二号）第十五条第一項の規定により臨時的に任用される者

（政令への委任）

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に必要な事項は政令で定める。

第四章 雑則

(施行期日)

(學級編制の標準に関する経過措置)

教育委員会がその基準を定める。

(教職員定数の標準に関する経過措置)

る。

る。

六十号)を「学校給食法(昭和二十九年法律第百

「事務職員」に改める。

經過措置

未及び第二十四条の規定の例による。

する。

る。〕を加え、「同法」を「公立の小学校及び中学

律」に改める。

理由

る。

本案施行に要する経費

度において約八十一億円の見込みである。

昭和五十三年五月二十二日印刷

昭和五十三年五月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局